

視点・論点・ところてん

「働き方改革」で教育は変わるのか？

教師の多忙化が、少しずつマスコミで取り上げられるようになってきた。それだけ、教師の過酷な勤務の実態が看過できないレベルに達しているからと、私は感じている。

過酷な勤務と言えば、「電通」新入社員の自死が記憶に新しい。その事件を皮切りに、「働き方改革」が官公庁主導で加速している。

本校の例で言えば、4月に赴任したての新校長は学校経営計画の一つの目標に「勤務時間の縮減」について言及した。そして、大阪府教育委員会も府立学校を対象に週1回の「一斉7時退勤」をルール化している（現在は一斉6時30分退勤が命じられている）。

はっきり言って、業務の見直しをせぬまま、勤務時間削減のルールを持ち出しても、持ち帰り仕事を増やすだけだ。たいへん稚拙な「働き方改革」の取り組みだ。

そんな思いがくすぶり続けていた夏、私は、帰省した先で兄弟と酒を酌み交わしながら、以下の

ような会話をした。（ちなみに私の弟はけっこう有名な食品関係の企業で働いている。）

私：最近どう？忙しい？

弟：いや〜、例の電通のことがあって、一般企業はみんな「ピリピリ」してる。通常は5時に退勤することになっている。5時過ぎて仕事するときは、「理由書の提出」が義務付けられた。その代わり、朝の出勤はむっちゃ早くなったけどね。

私：あんまり変わってないやん。（笑）ほんで、今までやってた仕事はそれで対応できるん？

弟：それが、まあまあいけるんよ。今までやっていた仕事の中でも「やらんでいい仕事」は精選してきたら出てきた。必要と言えば必要だけど、なかったらなかったで何とかなる仕事もあったということやね。

どうやら、企業も本気で働き方改革をしているようだ。ただ、それをそのまま学校現場に持ち込むことはできないと感じた。企業の本質は利潤の追求である。だから、勤務時間の制限を設けることで、生産性が落ちて、それ以上に人件費をカットできれば問題ないのだ。

それを、そのまま、学校現場に持ち込むわけにはいかない。子どもとじっくり向き合うことと生産性は相いれないし、教材研究もこだわればこだわるほど時間が必要になる。

そんなこともあって、教職員には「給特法」なるものがある。今まで、ほとんど意識することはなかったが、今回ちょっと調べてみた。

教員の仕事は生産性と相いれない部分があるため、教員に対し「公立の義務教育諸学校等の教育職員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、その給与その他の勤務条件について特例を定め」月額の4%の教職調整額が支払われることが定められている。この4%をもらっているから逆に「時間外手当」は支給されない。

ところで、この、給料月額 4%というのは、昭和 41 年度に文部省が教職員の勤務実態調査を行い、その当時の実態として月 8 時間の超過勤務に相当する金額として算出されたものだそう。しかも、「限定 4 項目」として以下に挙げるもの以外の業務は給特法に含まれていない。

- (1) 生徒の実習に関する業務
- (2) 学校行事に関する業務
- (3) 教職員会議に関する業務
- (4) 非常災害等やむを得ない場合に必要
な業務

先日、NHK番組「関西熱視線」で「先生たちの働き方改革」というものが報道されていた。

生徒から愛され、将来を嘱望されていた 26 歳の先生が、過労死で亡くなった。文部科学省の調査では、中学校の先生の 6 割が、月の残業 80 時間の「過労死ライン」を超えて働いているという、衝撃的な事実が明らかになった。授業時間の増加、いじめ防止への細やかな対応など、肥大化する一方の業務。しかし、仕事の特殊性から、残業代も支給されず、勤務管理も行き届いていない。学校現場の実態と、始まった改革の最前線に迫る。(NHK番組紹介から引用)

この番組は私も気になり視聴したが、その内容には納得しかねた。確かに教員の一日に密着することで教員の多忙化の一部がリアルに示されていた。また、地域や家庭の期待が学校や教員に強くなる傾向も紹介されていた。しかし、意欲的に働く教員を紹介しながら「教師はやりがいのある仕事なので仕方がない」のようなまとめをしているように私は感じた。

NHK大阪放送局のブログでは「先生たちの働き方改革」の放送を終えてのコメントと動画が掲載されていた。そこで紹介されていたコメントが「脱当然」というキーワードだった。

「課外クラブを指導して当然」「夜間でも保護者対応するのは当然」「教師は遅くまで仕事して当然」。この「当然」という認識から、管理職を筆頭に脱却することが、働き方改革のはじめの一步と私も感じている。

(文責：辻内)